

「奈良県中小企業等海外出願・侵害対策支援事業」のご案内

「海外でビジネス」…特許、商標、意匠 などの権利化は、大丈夫ですか？

➡ 「外国出願補助金制度」は、
高額な外国出願にかかる費用の半分の助成する制度です

経済のグローバル化に伴い、中小企業においても海外進出が進んでいますが、知的財産権は国ごとに独立しています。

発明について日本で特許を取得し、又は製品の名称について商標を登録しても、外国では権利として成立せず、海外の進出先においても特許権や商標権等は国ごとに取得が必要です。

進出先での特許権や商標権の取得は、企業の独自の技術力やブランドの裏付けとなり海外での事業展開を進めることに有益であるとともに、模倣被害への対策に有効で、商標等を他社に先取りされ自社ブランドが使用できなくなるリスクを回避できます。

補助率及び補助限度額

1.補助率 助成対象経費の2分の1以内

2.補助限度額 1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額

①1企業に対する1会計年度内の間接補助金の総額 300万円（複数案件の場合）

②1出願に対する1会計年度内の間接補助金の総額

（ア）特許出願 150万円

（イ）実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願 60万円

（ウ）冒認対策商標 30万円

～ 制度に関するご質問など、ご連絡をお待ちしております ～

お問い合わせ 事業化推進課 事業化推進係 ((公財)奈良県地域産業振興センター) TEL:0742-36-8312